

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

生活保護法 一部「改正」 厚労省「改正」留意点まとめ新たに通知

厚生労働省は6月10日、生活保護受給者に対する通院移送費の支給について「医療扶助における移送の給付決定に関する留意点(周知徹底依頼)」を都道府県・中核市等へ通知しました。

この新たな通知のなかで厚労省は、移送費支給基準の厳格化を盛り込んだ先般の「改正」は移送に必要な最小限度の額というこれまでの支給基準を変更するものではないと説明するとともに「給付範囲の留意点」として右の内容を明記しました。

「改正」を通知した4月1日以降、厚労省には通知撤回を求める声が多く寄せられ、また福祉現場でも通知内容の解釈をめぐって困惑が広がっています。新たな通知にはこの状況を收拾させたい厚労省の意図があります。しかしながら、同通知は「改正」そのものを撤回するものではありません。4月1日付通知は依然効力を持っており、「給付範囲の留意点」についてもこれ

で本当に必要な移送費の支給が保障されるのかという懸念が残ります。今回の通知が直接的にどのような影響を透析患者にもたらすのかという点はまだ未知数ですが、全腎協は引き続き情報収集に努め、状況を注視しています。

給付範囲の留意点

- ・受診先は原則として福祉事務所管内の医療機関に限られるが、管内医療機関での対応が困難な場合や管外医療機関のほうが近距離の場合は、管外医療機関への受診が認められる。
- ・4月1日通知中の「身体障害等」には身体障害だけではなく知的障害、精神障害、難病等が含まれる。
- ・4月1日通知中の「へき地等」により交通費が高額になる場合は、いわゆるへき地に限定されるものではない。都市部であっても、該当する場合はあり得る。

厚労省予算交渉 介護保険見直し視野に交渉臨む

7月3日、全腎協は厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部、同局保護課、老健局）との来年度予算交渉に臨み、透析患者の通院の公的保障を強く要望しました。要望項目は障害者自立

支援法に係る内容から生活保護受給者の移送費まで多岐にわたりますが、来年が3年に1度の介護保険制度見直しの年にあたることから、本年は特に介護報酬や介護サービスのあり方に重点
(次ページに続く)

をおいた内容になっています（要望項目は下記をご参照下さい）。

要介護透析患者をめぐる問題には、施設入所が困難なことや介護認定に透析患者ならではの特性が反映されにくい点など「通院」という枠組みだけでは把握しきれない部分もあります。今回の交渉では、通院保障に加えてこのような緒問題についても積極的な交渉が行われました。全腎協では今回の交渉の総括をふまえたうえで、今後はより具体的な政策提言というかたちで厚労省との交渉を行いたいと考えています。

移送に係る要望項目（骨子）

1. 年齢、障害の種別、程度を問わず、必要なすべての人に介護。支援が保障される制度を確立して下さい。

2. 通院の困難な透析患者のために、通院介護保障体制と医療と福祉の連携によ

①通院保障のための総合的対策を確立して下さい。要介護透析患者の透析のための通院を介護保険・障害者自立支援制度等で公的に保障して下さい。

②要介護透析患者が安心して利用できる治療生活施設環境を整備して下さい。介護保険施設と透析施設の連携を促進させる施策を確立して下さい。

③要介護度の認定に内部傷害の特性が反映されるような判定基準を整備して下さい。

④医療施設内での介護は場合により介護報酬「乗降介助」の算定対象となると通知がありますが、対象となる場合および介護内容について具体的指標をもとに指導を行って下さい。

⑤訪問介護事業所数が減少傾向にあります。在宅介護サービスの安定的確保にむけて対策を講じて下さい。

⑥透析患者が通院時に地域生活支援事業「移動支援事業」と高齢者福祉施策「外出支援サービス事業」を頻回利用できるよう、市町村に対し指導を徹底して下さい。

3. 現在行われている介護保険見直しについて、軽度要介護者に対する自己負担引き上げおよび保険給付からの除外は行わないで下さい。

4. 生活保護受給者の移送費について、透析患者の通院に要する移送費は全額が支給されるよう関係機関に対し指導

ニュース・ファイル

- ・国交省 来年度めどにタクシー参入規制を再強化の方針
- ・原油価格高騰を受け政府は福祉施設やスクールバス事業者への燃料費助成「福祉ガソリン」を導入
- ・平成18年度の要介護／要支援認定者数は440万人。軽度の介護者（要支援1～要介護2）がその約61.9%を占める（平成18年度介護保険事業状況報告年報より）

- ・消防庁 民間救急の認定対象として自家用有償旅客運送団体を認可
道路運送法4条許可団体等が緊急性の低い患者の搬送を行ういわゆる「民間救急」の許認可の対象範囲が4月から広がりました。ただし、使用車両は車椅子に対応すること、また運転者は消防庁指定の講習受講が必要です。
- ・「福祉タクシー券」が金券ショップに流通（東京都荒川区）区はタクシー券に通し番号付与、使用者記名の導入を検討中

各地のトピックス

「さわやか」山田理事長 北九州市運営協議会の委員に選出

北九州「さわやか」の山田浩美理事長が、北九州市運営協議会の委員に選出されました。

多くの場合、運営協議会は市町村行政、タクシー・バス業界、福祉有償運送の利用者代表（障害者団体や地域住民）、学識経験者、そして地域の移送団体を主な構成員とし、これに市長が必要と認めるメンバーが加わります。今回、山田理事長は市内で福祉有償運送を行う団体の代表として選出されました。山田理事長は今後の抱負を、

「移送団体の代表として参加するわけですが、移送に携わる者としてだけではなく、利用者の視点からも積極的に意見を出していきたいと思います」と語りました。山田理事長は7月から本格的に運営協議会に参加することになります。

岡山県 透析患者通院実態調査 集計結果を医師会が発表

岡山県腎協の協力もと岡山県医師会が3～4月に行った県内透析患者の通院実態調査がこの度集計を終え、医師会は分析結果を発表しました（通院実態調査についてくわしくは「は一と・なびNo.52」をご参照下さい）。

同実態調査は岡山県内の全透析患者を対象に行われた大規模な調査です。調査報告によれば、県内患者のおよそ80%から有効な回答を得ることが出来たとのことです。岡山県腎協では、

この調査結果を今後の岡山県における通院保障の取り組みを考えるうえで示唆に富んだデータであると評価しています。宮本陽子事務局長は調査結果について、「県内患者の通院の傾向が反映された重要なデータだと思う。今後の行政との交渉に活かしたい」と述べました。

事務局より 通院介護支援事業研修会の開催について

下記日程にて全腎協は「通院介護支援事業研修会」を開催いたします。通院送迎初心者の方にもご参加していただけるよう、基礎的な部分から通院問題を学び考えようという内容になっております。多数のご参加をお待ちしております。

通院介護支援事業研修会

日 時：9月27日（土）14：00～18：00
9月28日（日）9：00～12：00

会 場：『大森東急イン』
東京都大田区大森北1-6-16
大森駅ビル内

参加者：県組織役員等。各県より1名。
※オブザーバー参加は各県1名上限。

プログラム：パネルディスカッション

テーマ①「通院問題」とは何だろうか？

テーマ② なぜ「患者が患者を運ぶ」の？

テーマ③ 道路運送法を学ぼう

テーマ④ 私たちはこのように取り組んでいます

申込み締め切り：8月20日（必着）